

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4 第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年12月19日 |
| 【会社名】 | 株式会社デコルテ・ホールディングス |
| 【英訳名】 | Decolite Holdings Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 新井 賢二 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役管理部ゼネラル・マネージャー 新 敬史 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区加納町4丁目4番17号 ニッセイ三宮ビル12階 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 新井 賢二及び最高財務責任者新 敬史は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況を評価し、その評価結果を踏まえ評価対象とした業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループがサービス業を行う事業会社であり、事業の核となる販売業務の規模を示す指標として売上高が適していると判断いたしました。その上で、連結売上高を指標として、各事業拠点の金額が高い順から合算していく、概ね2／3以上に達している連結子会社1社を重要な事業拠点と選定し、当該事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、前受金、関係会社売上に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目ならびにリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（固定資産プロセス、給与プロセス等）についても、個別に評価対象に追加しました。

また、サイバーリスクの高まりを受け、重要な事業拠点について、ITに係る全般統制を評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。